事 業 報 告

第 3 期

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

名古屋港埠頭株式会社

第3期 事業報告

(平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日)

1 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、平成24年12月3日に前身である財団法人名古屋港埠頭公社のコンテナ事業及びフェリー事業を引き継ぎ、株式会社として、経営の柔軟性や迅速性を活かした事業展開に努めております。

当事業年度では、引き続き港湾法改正によって創設された港湾運営会社制度への対応を図るべく、名古屋港管理組合と連携を図りながら検討を進めてまいりました。特例港湾運営会社の申請に向けた委託調査、港湾管理者との協議・調整の結果、平成26年9月9日付けで国への申請を終え、同年11月12日付けで指定を受けました。

また、平成26年3月に策定した「中期経営計画」に加え、社員が同じ目標と認識を持つための道しるべとして「経営ビジョン」を策定致しました。

当期の売上高は 3, 197, 104 千円 (前事業年度比 0.5%増)、営業利益は 189, 667 千円 (前事業年度は営業損失 598, 866 千円)、経常利益は 115, 459 千円 (前事業年度は経常損失 692, 898 千円) となりました。また、当期純利益は 129, 661 千円 (前事業年度は当期純損失 648, 207 千円) となりました。

各事業の概要は以下のとおりです。

①外貿コンテナ埠頭事業

外貿コンテナ埠頭事業は、鍋田ふ頭 (T1~T2) 及び飛島ふ頭南側 (TS2) におけるコンテナ施設並びに鍋田ふ頭においてシャーシプールの管理運営を行っております。施設の整備や維持修繕として、鍋田ふ頭において荷役機械 (ガントリークレーン) の改修工事を行い、飛島ふ頭においてはヤードの補修工事などを実施いたしました。

以上により、売上高 2,935,764 千円 (前事業年度比 0.6%増)、営業利益 223,120 千円 (前事業年度は営業損失 645,684 千円) となりました。

②フェリー埠頭事業

フェリー埠頭事業は、空見ふ頭フェリーターミナル2バースのうち1バース及び同ふ頭における荷さばき地施設等の管理運営を行っております。施設の維持修繕として、フェリーふ頭前面泊地のしゅんせつ及びフェリーターミナルビルの維持補修などを実施いたしました。

以上により、売上高 261,339 千円 (前事業年度比 0.8%減)、営業損失 33,453 千円 (前事業年

度は営業利益46,817千円)となりました。

(2) 設備投資の状況

| 事 | 業 | 区 | 分 | 埠 | 頭 | 名 | 内 | 容 | 実施額 |
|------|-------|-----|------|----|------------|-----|---------|---|------------|
| 港湾法第 | 55 条の | 7に基 | づく事業 | 鍋田 | コンテナ | トふ頭 | 荷役機械改修等 | | 142,000 千円 |
| 合 計 | | | | | 142,000 千円 | | | | |

*港湾法に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金(2割)、港湾管理者無利子借入金(2割)、 特別転貸債借入金(3割)自主財源(3割)で構成されています。

(3) 資金調達の状況

| 国庫金転貸無利子借入金 | 28,400 千円 |
|-------------|-----------|
| 港湾管理者無利子借入金 | 28,400 千円 |
| 特別転貸債借入金 | 42,600 千円 |
| 合 計 | 99,400 千円 |

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況

| 区分 第 1 期 (平成 25 年 3 月期) | 区分 | 第1期 | 第2期 | (当事業年度) | |
|----------------------------|----------------|--------------------|--------------------|---|--|
| | (平成 26 年 3 月期) | 平成 27 年 3 月期 | | | |
| 区 万 | 会計 | 自 平成 24 年 12 月 3 日 | 自 平成 25 年 4 月 1 日 | 平成 27 年 3 月期 自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 3, 197, 104 6 189, 667 115, 459 7 129, 661 1, 345 円 28 銭 13, 280, 101 | |
| | 期間 | 至 平成 25 年 3 月 31 日 | 至 平成 26 年 3 月 31 日 | 至 平成27年3月31日 | |
| 売上高 | (千円) | 1, 059, 517 | 3, 182, 876 | 3, 197, 104 | |
| 営業利益又は営業損失(△)(千円) | | △259, 126 | △598 , 866 | 189, 667 | |
| 経常利益又は経常損失(△ |) (千円) | △200, 786 | △692, 898 | 115, 459 | |
| 当期純利益又は経常当期損失(△) (千円) | | △201, 078 | △648, 207 | 129, 661 | |
| | | | ŕ | , | |
| 1株当たり当期純利益又は | ţ | △2,093 円 99 銭 | 1 245 田 28 年 | | |
| 1株当たり当期純損失(△) |) | △2,093 □ 99 践 | △0,750 円 52 践 | 1,345 门 26 践 | |
| 総資産 | (千円) | 16, 654, 255 | 14, 570, 934 | 13, 280, 101 | |
| 純資産 | (千円) | 4, 600, 221 | 3, 952, 014 | 4, 111, 676 | |

(5) 対処すべき課題

特例港湾運営会社の指定を受け、平成27年2月1日より鍋田ふ頭第2バース岸壁を、また、同年4月1日より飛島ふ頭南北コンテナターミナルを、国及び名古屋港管理組合から借り受けて運営を開始しいたしました。

現在、コンテナターミナルの一元的な管理運営により利用者へのサービス向上と一層のコスト 低減を図るため、名古屋コンテナ埠頭株式会社との合併検討を行っているところであり、具体化 に向けて引き続き関係者と協議を進めてまいります。

さらに、施設整備面においては、名古屋港管理組合から借り受けることとなった飛島ふ頭南コンテナターミナルのガントリークレーン等が耐用年数を迎えることから、改修の具体的な検討等を行い、利用者が安全かつ安心して使用できるように対応してまいります。

(6) 主要な事業内容

- ①外貿コンテナ埠頭及びフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
- ②外貿コンテナ埠頭及びフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸 及び管理運営
- ③コンテナ蔵置施設等物流施設及び荷役機械等荷役施設の整備、賃貸及び管理運営
- ④港湾振興に寄与する集荷・集客事業の企画、実施
- ⑤港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査、研究
- ⑥前各号に附帯関連する一切の事業

(7) 主要な事業所及び従業員の状況

①主要な事業所

本社 愛知県名古屋市港区空見町 40 番地

②従業員の状況

従業員数 29 名

平均年齢 46.9 歳

(8) 主要な借入先及び借入額

| 借入先 | 借入残高 |
|------------------|--------------|
| 名古屋港管理組合 | 5,780,985 千円 |
| 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 | 1,800,660 千円 |

(9) 株式に関する事項

①発行可能株式総数 100,000 株

②発行済株式総数 96,626 株

③株主 名古屋港管理組合(96,026株)

名古屋港運協会(200株)

名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社(200株)

飛島コンテナ埠頭株式会社(200株)

(10) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況

| 地 位 | 氏 名 | 他の法人等の兼職状況等 |
|-------------|-------|--------------------------|
| 代表取締役社長 | 生田正治 | _ |
| 代表取締役副社長 | 近藤 隆之 | 名古屋港管理組合 専任副管理者 |
| 専務取締役 | 藤原 克己 | _ |
| 常務取締役 | 加藤久雄 | _ |
| 取 締 役 | 森 俊裕 | 名古屋港管理組合 総務部長 |
| 取締役相談役 | 山田 孝嗣 | 公益財団法人名古屋みなと振興財団 理事長 |
| 社 外 取 締 役 | 後藤正三 | 名古屋港運協会会長 |
| 社 外 取 締 役 | 岡部和壽 | 名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社 |
| 11 27 以 柿 仅 | | 代表取締役社長 |
| 社 外 取 締 役 | 加藤眞人 | 飛島コンテナ埠頭株式会社 代表取締役社長 |
| 監 査 役 | 河合伸和 | 名古屋港管理組合 港営部担当部長(関連事業担当) |

②当期の取締役及び監査役の異動

- 1 平成 26 年 6 月 25 日開催の第 2 期定時株主総会において、取締役 2 名及び社外取締役 3 名の計 5 名の増員を行い、生田正治氏が代表取締役社長に、近藤隆之氏は代表取締役副社長に、加藤久雄氏が常務取締役にそれぞれ就任いたしました。
- 2 当期中に退任した取締役はございません。
- 3 第2期定期株主総会において、監査役 岩間初彦氏は退任いたしました。

③役員の報酬等の額

| 区 分 支給人数 | | 支給額 | 摘要 | |
|----------|-----|-----|-----------|---------------------|
| 取 | 帝 役 | 4 | 24,615 千円 | 株主総会決議限度額 31,000 千円 |
| 言 | + | 4 | 24,615 千円 | |

2 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

| 区分 | 支 | 払 額 | |
|--------------------------------|---|--------|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | 5,000千 | 円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | 5,000千 | 円 |

(3) 解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し監査役の 同意を得た場合、又は監査役から請求があった場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総 会の目的とします。

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 取締役会に対し会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。この場合において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

3 業務の適正を確保する体制の整備に関する決定または決議の内容の概要

当社では、会社法第362条第4項第6号並びに同法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、内部統制システムの整備に係る基本方針を平成24年12月5日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は以下のとおりです。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
 - ②業務の適正を確保する体制を確立するため、総務部担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
 - ③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、 直ちに取締役会に報告し、適切な処置をする。
 - ④監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を 述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、名古屋港埠頭株式会社文書等取扱要綱に基づき保存 及び管理を行う。
 - ②名古屋港埠頭株式会社情報公開要綱において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時閲覧できるようにする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理体制を確立するため、総務部担当取締役をリスク管理担当役員とする。全体的なリスク管理に係る対応は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
 - ②必要に応じて、規程及び指針の制定、教育研修の実施並びにマニュアルの作成及び配布等を行う。

- ③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長(以下「社長」という。)を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、取締役は職務を執行する。
 - ②取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織、業務分担及び責任者等の職務権限を名古屋港埠頭株式会社事務決裁規程等において 定める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
 - ②会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発 見し是正するための名古屋港埠頭株式会社内部通報規程を整備し、使用人及び関係者からの報 告体制を整える。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人は、名古屋港埠頭株式会社監査規程に基づく社員を充てる。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動や懲戒を行うときは、あらかじめ監査役と協議する。
- (8) 取締役会及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ①取締役は、名古屋港埠頭株式会社取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - ②取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について 重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し 速やかに当該事項を報告する。
- (9) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その 報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
 - ②監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。